

第15回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成20年9月3日（水）午後6時30分から

場 所 東京区政会館 19階 192会議室

出席者 (都側)

中田総務局長、笠井総務局行政部長、和賀井総務局行政改革推進部長、真田財務局主計部長、森山知事本局地方分権推進室長、塩見総務局参事＜都区制度改革担当＞、西村総務局行政部区政課長

(区側)

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、大山千代田区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

(1) 開会

(2) 第14回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

(3) 具体的な事務配分の検討について

都側から具体的な事務配分の検討について資料説明の後、検討を行った。

＜都側から資料1「検討対象事務総括表」（平成20年9月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の事業内容等の説明＞

○都側

今回は、④-21「県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」など16項目17事務に、5月の幹事会で、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る事務を検討する際に併せて検討することとした③-9「対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務」を加えた17項目19事務の検討を行いたい。

なお、④-67の事務名について、法律上の文言を使用するということで、検討対象事務リストには「動物取引業者の登録などに関する事務」となっているが、今回の資料等では「取引」を「取扱」に修正し「動物取扱業者の登録などに関する事務」となっている。

＜都側から資料1「検討対象事務総括表」（平成20年9月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の都の評価についての説明＞

○都側

まず、1番の④-21「県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」については、先に都の基本的な考え方を述べる。義務教育は、区市町村がその実施主体として責任を負うものであり、県費負担教職員の任免、給与決定などの事務についても、給与負担と併せてすべての区市町村へ移管すべきであるとするものである。しかし、移管によって実施が困難となる区市町村を発生させないためには、採用や異動、昇任等について、区市町村相互間の広域的な調整が不可欠であり、その仕組みを整備する必要があると考えている。このため、区市町村に対する県費負担教職員の人事権等の移管は、特別区だけでなく、市町村も含めて、全区市町村で検討す

ることが必要な課題であるということである。

そこで、1 「県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」についての都の評価は、給与負担と併せてすべての区市町村に移管する方向で検討すべきということである。

ただし、その検討に際しては、すべての区市町村間の広域的な調整が必要となるなど、解決が困難な課題があると認識している。

また、2 「県費負担教職員の研修などに関する事務」についても、都は区と評価しているが、これは教職員の任免権の移管を前提に区へ移管する方向で検討するということである。

なお、任免権が移管されない間は、都内全域の教育水準の確保や教育の機会均等の確保等の観点から、引き続き都が担う必要があると考えている。

次に、2番の④－3 2 「産業廃棄物の処理に係る特定周辺整備地区の指定などに関する事務」は、広域的に処理されている産業廃棄物の対策として、都が広域的な立場から処理する必要があり、都に残すという評価をしている。

次に3番の④－4 0 「不在者投票に係る障害認定などに関する事務」は、6月の幹事会で都に残すべきと評価した④－3 「更生相談所設置など身体障害者福祉に関する事務」に密接に関連することから、都に残すという評価をしている。

次に、4番の④－4 1 「重要文化財の現状変更認可などに関する事務」は、特別区が一定以上の規模になることにより、専門知識を有する人材を確保して地域の文化財の保存に努めていくことが可能と考えられることから、現状変更等が各特別区の区域内で行われる場合については、区へ移管する方向で検討するとしている。

次に、5番の④－4 2 「社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」は、介護保険法や障害者自立支援法等により区は社会福祉を広範に担う主体として位置付けられていることなどから、社会福祉法人の主たる事務所が各特別区の区域内にあり、その活動が当該区域を越えないものである場合には、区へ移管する方向で検討するとしている。

次に、6番の④－5 2 「指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務」は、特別区はこの事務と類似する環境確保条例による揚水規制に関する事務を既に行っており、移管により規制を受ける事業者の負担が軽減されるというメリットもあることから、区へ移管する方向で検討するとしている。

次に、7番の④－5 7 「非課税証明書の発行などに関する事務」は、社会福祉法人の建物が社会福祉事業の用に供するものかどうかの確認及び証明書の発行に関する事務であり、5番の「社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」と密接に関連することから、区へ移管する方向で検討するとしている。

ただし、各特別区の区域を超えて事業を展開している社会福祉法人に係るものについては、都に残す必要があると考えている。

次に、8番の④－6 2 「中央卸売市場の開設などに関する事務」は、現在都が管理している11市場のうち、築地市場、移転後の豊洲市場である。それと、大田市場及び食肉市場は首都圏全体の生鮮食料品の流通拠点基幹市場として機能している極めて広域性の強い市場であること、また、残りの8市場については、第8次東京都卸売市場整備計画において、生鮮食料品流通構造の変化や豊洲新市場の開場の影響などを踏まえ、市場の再編統合、卸売市場間の連携、各市場の機能分化に基づく転換等を図るとしており、広域的な視点で市場のあり方を検討する必要があることから、都に残すという評価をしている。

次に、9番の④－6 6 「貸付金償還免除などに関する事務」は、災害援助資金に係る貸付金償還免除などに関する事務である。現在、特別区は、貸し付け決定など当該事務の主要な部分を既に担っており、この事務の移管によって、貸し付けと費用負担の主体が同一になり、事務の効率化も図られることから、区へ移管する方向で検討するとしている。

次に、10番の④-67「動物取扱業者の登録などに関する事務」は、まず、②-3「狂犬病予防法に基づく事務」や、③-7「犬及びねこの引取りに関する事務」と密接に関連しており、一体的に検討する必要があると考えている。動物取扱業の規制や特定動物等の飼養は、近隣住民の生活環境に大きな影響を与えるものであり、動物の多頭飼養者に関する苦情対応については、既に特別区が実施しており、措置勧告及び措置命令の権限を特別区に移譲することは、周辺の生活環境を保全する上で効果的であると考えている。したがって、当該区の区域内で業を営む者に関する事務については、基本的に特別区へ移管する方向で検討するとしている。

一方、特定危険動物の飼養許可などに係る事務については、動物の飼養等に関する高度な専門知識を有する獣医師の配置などが必要であり、また、区域を超えた事業者への対応やインターネット販売など、広域的に業を営む者への適切な対応も必要であり、当該事務は当該区の区域内で業を営む場合に限り、区に移管する方向で検討するが、移管の際には、これらの課題の解決が必要不可欠であるという認識である。

次に、11番の④-77「事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務」は、PCB廃棄物処理計画策定や事業者等からのPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関する届け出の受理などに関する事務である。PCB廃棄物の処理は、1都3県で広域的に処理されていること、また、保管業者や処分業者への届け出指導事務は産業廃棄物施策と一体的に行う必要があることから、都に残すという評価をしている。

次に、12番の④-78「救援の実施などに関する事務」は、都民生活や都民経済への影響を最小とするため、都全体として適切な体制を整備し、的確かつ迅速に処理する必要があり、また、都が行う避難指示や武力攻撃、災害対処など、一体的に実施することにより、非常事態時における一元的な対応が可能となることから、都に残すという評価をしている。

次に、13番の④-83「構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務」は、構造改革特別区法に基づく特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホームの設置認可に関する事務であり、5月の幹事会で区へ移管する方向で検討するとした④-9「老人福祉施設の届出受理及び老人福祉に関する事務」に密接に関連するものであることから、区へ移管する方向で検討するとしている。

次に、14番④-84「一級河川の管理などに関する事務」は、都と区という評価をしている。まず、河川整備計画の策定については、河川の流域全体に広域的な影響を及ぼすことから、都へ残すという評価をしている。河川工事、河川管理、維持修繕等については、現在事務の一部を特別区が既に行っている。事項により管理主体が都と区に分かれ、役割分担が不明確になっていることから、基本的には河川ごとに都または区が一元的に管理することが望ましいと考えている。

したがって、治水上重要で事業の効果、影響が広域に及ぶ河川工事及び河川管理、維持修繕等については、都が実施することとして、他の河川については、住民に身近な特別区が実施する方向で検討するとしている。

次に、15番の④-86「特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務」は、緊急時等において、都民生活や都民経済への影響を最小とするため、都全体として適切な体制を整備し、的確かつ迅速に処理する必要があり、また、価格の動向や需給の状況に関する調査はある程度大きな物資流通圏内で行う必要があることなどから、都に残すという評価をしている。

次に、16番の④-89「基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務」は、産業廃棄物処理業の許可や一般廃棄物処理施設の許可などに関する事務であり、経済活動の広域化に伴い、産業廃棄物の処理が都県境を越えて処理されているなど、広域的に実施されている。頻発する不法投棄に対し、八都県市の連携による広域的な取り組みが現在進んでいること、また、産業廃棄物処理施設や一般

廃棄物処理施設の許可には専門的な知識や経験が必要なことなどから、都に残すという評価をしている。

最後は、17番の③-9「対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務」である。

まず、1の事務は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が適正に行われるよう工事受注者への助言または勧告等を行うもので、特定建設資材廃棄物は産業廃棄物となるため、再資源化等の適正実施のための指導などは産業廃棄物処理業及び処理施設の許可や指導などの産業廃棄物施設と一体的に行うべきであることから、都へ残すという評価をしている。

次に、2の事務は、特定の建設資材について、その分別解体等の適正な実施が行われるよう工事受注者などへ、助言または勧告等を行うものあり、現在、延べ面積が1万平米を超える建築物など、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものは、都が、それ以外のものは各特別区が処理している。このため、当該事務は、②-1「延べ面積が1万平米を超える建築物等に係る建築主事の事務」と密接に関連しており、一体で判断する必要があるということから、都に残すという評価をしている。

＜区側から資料1「検討対象事務総括表」（平成20年9月幹事会分）、資料2「検討対象事務評価シート」の区の評価についての説明＞

○区側

基本的なことは検討対象事務評価シートあるいは個票の中に記載してあるので、幾つかの項目について補足的に説明する。

まず、1番の④-21「県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」は、地方分権改革推進委員会の第1次勧告の中で、先行的に中核市まで移譲する方針が示されているが、特別区にも移譲すべきものと考えている。区市町村間で人材確保に格差が生じる懸念が指摘されているので、一定の広域的な対応について考慮する必要はあるということについては認識しているが、基本的に区に移管する方向で検討すべきであるという評価である。なお、移譲に際しては、法改正も含めた検討が必要であると理解している。

次に、8番の④-62「中央卸売市場の開設などに関する事務」は、この中央卸売市場の整備については、広域的な対応を考慮する必要もあり、現状において直ちに区に移譲するということにはならないと思うが、今後、都と区が連携して対応できるように、区も開設できる方向で検討すべきという考え方である。なお、区が権限を持つためには、法改正が必要であるという認識である。

次に、12番の④-78「救援の実施などに関する事務」は、現在、都道府県の事務になっているが、都と区で役割分担をしているという現状があり、現在の役割分担を踏まえて、都と区が連携して取り組めるようにしていくべきであるという考え方で、都区という評価をしている。

次に、14番の④-84「一級河川の管理などに関する事務」は、河川管理の広域性を踏まえた移譲を考慮する必要があるが、既に一部の事務は、事務処理特例条例により区が実施しているので、都の管理によらなければならないものを除き、区に移譲する方向で検討すべきであるという評価をしている。

次に、16番の④-89「基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務」は、産業廃棄物等の関係事務だが、これについては、先ほど都側から説明があったように、2番、11番、17番とも関連する。広域化する産業廃棄物処理の状況を踏まえた対応を考慮する必要があるということについては、都と区の共通の認識であると思うが、都区間あるいは23区間の連携等の方策を講じるという中で、区が実施する方向で検討すべきではないかということである。区が行っている清掃事業と併せて、廃棄物の関係について処理するようにしていくべきではないかという考え方である。

<資料1、資料2をもとに検討>

◎座長

説明について質疑を行いたい。

○区側

独自に教員を採用したいという区がある中で今回の都の評価は大変歓迎するが、区が担うべきという都の評価はどういう考え方か伺いたい。

○都側

基本的な考え方としては、義務教育については区市町村が実施主体であるので、給与を含めて県費負担教職員の任免等の事務を区が担っていくということだが、それには、いろいろな課題があるということである。

○区側

区市町村ということだが、多摩、島しょ、区でも人口50万人以下の区はあるが、検討対象事務総括表の脚注にある「都の評価は特別区が人口50万人以上の規模となった場合の評価」というのは、この事務には該当しないのか。

○都側

この人口50万人の論議は、あくまでも各局に事務の移管についての検討を投げるときのメルクマールであり、必ずしもこの事務を移管するにあたり人口50万人ということではない。また、国は、まず中核市まで権限を下ろすと言っているが、東京都として行う場合、すべての区市町村が足並みをそろえてやらないと困難であることが基本だということである。

○区側

県費負担教職員の問題については、都は全国の自治体のオピニオンリーダーとして、すべての区市町村が足並みをそろえてやれるようにするという考え方を他の自治体に向けて発信してもらいたい。

○都側

現実的には、特別区の教育長会は賛成しているが、都内の市町村にはこれから理解を得ていかなければいけないなど課題はあるが、基本的考え方としてそうだということである。

○区側

是非強力に推し進めてもらいたい。

○区側

特別区は、人事委員会を共同設置して、採用や昇任選考などをやっている。区市町村相互の広域的な調整が不可欠であるということだが、そのための仕組のイメージはどのような形か。

○都側

決まった考えがあるわけではないが、あくまでイメージとしては、特別区と区市町村と一緒にになったようなものも考えられるし、そのところに東京都が関与していくこともありますうるのではないか。したがって、イメージとしては、今、実際に特別区と市町村の広域連合もあるので、そういうものも一つのイメージかもしれない。

○区側

広域連合や一部事務組合といった制度の活用もこの検討では有効であるという理解でいいか。

○都側

この都区のあり方検討では、広域連合や一部事務組合による事務の移管は考えないということになっているので、それをよしとしたわけではないが、一つ考え方として、そういうこともあるということである。

そういう中で、区の認識も同じだろうが、基本的に義務教育というのは区市町村が担うというものなので、広域的にどうしても対応しなくてはならないものについては、いろいろな工夫があってしかるべきだということである。

○区側

産業廃棄物の処理事務について「広域的」とは具体的にどういうことか。

○都側

産業廃棄物は、都内で処理できず、また他県での不法投棄の問題などがある。

現在、八都県市で足並みをそろえて対応しているが、まさに広域行政の代表例の一つである。そういう意味で、都県境を越えて事務がいろいろ発生するので、1都3県の協力体制のようなそういう視野が必要であるということである。

○区側

処理場の確保とか、あるいは連携をするといった意味での広域性というのはあるかもしれないが、それ以外の個々の事務や仕事は、区内で完結できるものもかなり多い。したがって、それは2つに切り分けて、八都県市にわたるような事柄は都に留保し、各区で完結するような仕事は区に移管するという考え方はできないか。

○都側

逆に区は既に清掃事業をやっているので、一般廃棄物と併せてやった方がいいというが、具体的なイメージはどんなものか伺いたい。

○区側

以前から産業廃棄物は都が管轄しているので、産業廃棄物を出す事業者は特に不思議には思わないが、一般の区民に、産業廃棄物は都の仕事であると言っても、なかなか理解してもらえない。区民のなぜという質問に対し、法律がそうなっているからとしか答えられないところに歯がゆさがある。区民の目から見て、なぜ区が責任を持てないのだというところに、隔靴搔痒というような思いがある。それゆえ、この仕事を全て都が丸抱えしなければならないものなのか、ある程度区に渡せるのではないか、あるいは区に責任を負わせることができるのではないかという仕分けをする気はないのか。

○都側

現在、都が行っているP C B 対策についても地元対策などがあるので、現実的には区の協力を得ながら行っている。ただ、現時点の産業廃棄物についての考え方には、高度な専門性などが求められるので、都としては都に残す方向で検討するという評価をしている。区側の考え方もあり立つと思うが、それはそれで、次の検討のステージで大いに議論していくべきという認識でいる。

○区側

この都区のあり方検討は、限られた時間の中で膨大な事務を検討するので、かなり大括りに議論しなくてはならないという宿命を負っている。ただ、大括りをそのままにして議論し、全部都ということではなく、一部分でも区に移管できるものがあれば、分解して考えてもらいたい。

○区側

県費負担教職員に関する事務について、都側の考え方を見ると、いろいろ解決しなくてはならない条件整備や課題などがあるという認識を持ちつつ、本来的には区へ移管すべきだといっている。そのうち事務職員の任免権については、当面移管をする方向で先行的に調整をしていくべきという考え方を評価したい。しかし、この資料を見ると、事務職員は先にやるが、教職員はずっと先になるという理解なのか伺いたい。

○都側

具体的には一緒になるか、あるいは話し合いの進み具合に応じて、できるのであればということであり、それも法律の動向などを見ながら判断していくかなければならないのではないか。

○区側

都は、教職員の人事権の移管について、市町村に対し23区と足並みをそろえてやっていくべきという呼びかけをし、いろいろな条件整備を検討していくべきという考えはないのか。

○都側

基本的な考え方については、市町村に示しているが、今のところ賛成していないのとまだそういう感じにはなっていない。

○区側

住民の救護についてであるが、都の評価は、都が担うとなっている。確かに核攻撃を東京が受けたとか、地域的なテロに遭ったとか、都あるいは国のレベルで対応するということはあると思う。しかし、その場合でも、現実問題として、地元区が関わらないわけには行かない。救援するとか、避難民の誘導とか、災害や事件の状況に応じて地元区として具体的に対応をしなければならない。そういう意味で、区側は、都と区と役割分担をして、連携の上での的確な対応をしていこうというふうに事務を評価しているが、すべて都が担うという考え方なのか伺いたい。

○都側

既に区がやっている分は、区という考え方なので、実際の齟齬は生じないと理解している。

○区側

この検討対象事務総括表で、「都区」という評価にはならないのか。

○都側

④の事務は、法律上政令市ができるものとされている事務であり、現在都が行っているその事務について、都区の配分をどうするかということなので、それは都が担うという評価である。

○区側

この事務は、都道府県の事務であるが、区市町村に行わせることができるという規定により、都と区で分担を決めてやっているものである。

したがって、区側が「都区」と評価したのは、区にやらせることができるということではなく、都と区が協力してやるという関係で整理するという考え方にしてはいけないかということである。今後いろいろな検討をしていくときに、都と区でどうやって分担をしていくかという発想で考えてもらいたい。

○区側

都は、教職員の人事権の移管については、全ての区市町村が足並みをそろえてということだが、それは都独自の考えなのか、あるいは他の道府県も同様の考えなのか。また、調整に時間がかかる場合、特別区のみ先行して実施するとか、段階を踏むような可能性は全くないのか。

○都側

他県のことは、承知していないので何とも言えない。少なくとも都の基本的な考え方からすると、特別区だけ先行することは難しい。

○区側

三多摩や島しょの市町村への対応など課題があるので、全ての区市町村が一緒に進むとなれば、少し時間がかかるという話だが、特別区は人事委員会で幼稚園教諭をやっている実績があり、特別区を切り離して検討することはできないのか。

○都側

教職員の人事異動などができるないという実態もあって、都が広域自治体の立場で、県費負担教職員の人事権などを担っている。そうしないと先生の異動等が上手にできないという事務になるのだと思う。これまでの経緯から基本的には全部一緒に使うしかないと考えている。

○区側

東京都は、市町村が点在しているような県とは違い、人口が稠密で連携しているので、多摩は多摩の中で教職員の異動などはある程度可能ではないか。勿論、23区の周辺の多摩と接しているような市は、多摩からすれば同じ地域で、これは異動の際の一つの連携する区域だと見えるかもしれないが、地方の県でこの権限の移譲をしようとしたとき、市と市が遠く離れているところで独自に調整しようといつて

も、それは無理だという話になるかもしれない。しかし、これだけ稠密な人口があり、学校がたくさんあるようなところは、先行してやっても、分割してやっても、段階を踏んでやっても可能なのではないかと思う。

○都側

義務教育であり、多摩も含めて、一定の人材確保の必要性はある。教職員が区部に行きたがる傾向がある中で、多摩における一定の人材確保や23区の中でも様々な考え方もある中で、基本的には東京都全体で考えていく必要があるということである。

○区側

現行制度でも、既に府県から政令市に人事権は下りている。提言は、さらに中核市にも下ろすといっている。政令市や中核市に人事権を下ろすということは、一つの県の中で見れば部分的であるといえる。

○都側

国の動きは分からぬが、教職員の人事異動などについて、中核市は人気があるのでいいが、それ以外の市町村はどうするのだという問題が出てくると思う。都は、そこを見据えて考えていかなければならないと思っている。

○区側

多摩の市町村や島しょが置き去りになるから特別区だけを切り離してやるのは難しいということではなく、一定の規模をもち力のある自治体には人事権も含めて移譲し、ほかのところは、それはそれとして考えるという国の考え方を踏まえて、特別区だけでも早くやってもらいたい。

○都側

この問題について以前から議論があることは承知している。特別区の今までの経緯や今回の意見というのは、特別区の立場としてはよく分かるが、県としての立場で都は、多摩と区の問題に関してセパレートして考えるということは現段階ではない。

○区側

この事務の扱いは、都区のあり方検討の一つの重要なポイントであると思う。したがって、今日はそういう結論かもしれないが、この検討の出口のところでは、この問題に対して、都がもう一步踏み込んだ見解を示すことが都と区の議論の成果として光ると思う。今日のところはしかたないが、そのことは是非心にとめておいてもらいたい。

○都側

都としては、一步踏み出したと思っている。

○都側

区側から事務の評価の説明のとき、中央卸売市場については、すぐということではないという説明があったが、もし具体に中央卸売市場を開設する場合、どんなところで、どんなふうに担っていくというイメージなのか伺いたい。

○区側

具体的にどうするというのが今あるわけではない。ただ、今人口20万人以上の市は市場開設の権限を持っているが、区も権限を持ち区としてこの問題に関わるようにしたうえで、都と区の役割分担ができるのか議論ができるようになればいいという話である。

○都側

先ほど区側が言われた産業廃棄物についての考え方で、区民と直に現場で触れているという考えを聞いて、視点という意味で非常に感銘した。

一方、事務の定性的な問題として、例えばテロ等の広域性などを考えた場合、法律で規定するとき、主体を府県にするか、市町村にするか、これは大きな問題である。今現実に都と区が分担してやっているので、法律の規定の仕方がおかしい、区がやるべきだとは、直ちにはならないと思う。

ただ、この事務に限らず、区民都民の利益からどういった規定が本来的に適切かというところで論ずることが重要であり、そういった観点で今後とも考えていくべきだと思った次第である。

○都側

現実問題として、教職員などに希望をとると離島に行きたいという人はそんなにいるわけではない。誰もが「二十四の瞳」の大石先生になりたいということではなく、なるべくなら都心区の交通の便のいいところに行きたいなどと考えるのは心情として当然であると思う。さりとて、義務教育というのは、西多摩も離島も含めて、同じ教育レベルで同じことを教えなければならないということがある。それがどうしたら可能になるのかという視点で考えていくとすると、市町村と特別区を切り離して考えることには、非常に大きな問題が出てくる。

今、多摩の市町村長が、県費負担教職員の任免権等を市町村へ移すべきという話がしづらいというのはそういう部分がある。誰にとっても希望に沿わないが無理にでも行わなければならないという人事配置は嫌な話であるが、誰かがやらなければならない。正直なところそれは東京都でやってもらいたいという部分があるのだろう。

国が中核市に人事権も含めて下ろしていくと中核市以外の市町村の住民は黙っているかどうか。そういう意味で、都はいろいろな方々のいろいろな意見を聞いて調整することは多々あるのであって、短期間で問題が単純に解決していくには難しいと思っている。

○区側

実際の教員配置の状況を踏まえた話だと思うが、一方で、この町のこの子たちに自分の教員人生をささげて、一生懸命そのためにやりたいという先生がいてこそ、その町の教育の質も上がるし、子どもたちのための教育ができるのではないか。ネガティブなものだけではないのではないかと思う。

○座長

前回の幹事会で、検討対象事務総括表の「都の評価は特別区が人口50万人以上の規模となった場合の評価」という脚注について、区長会として非常にアレルギーがあるので、表現をもっと違ったものにするとか、区側の意見も併記するとか、是非検討してもらいたい旨依頼したが、今回の総括表にその点について配慮された形跡がないが、改めて都側が何か検討されたのかその経緯などについて伺いたい。

○都側

これについては、決着済みだと思っている。この脚注は、前々回から表記されていて、また、都内部のメルクマールであり、人口50万人という表記が、ひとり歩きするような性格のものとして考えていないので、都としては、こういう表記をさせてもらいたいということで決着済みであると考えている。

○区側

決着済みとは、都と区で互いにこれについては決着しているという意味か。

○都側

事務的にここに記載することについて、区側に了解してもらっているという理解でいたということである。

○区側

了解していないから前回も再検討してもらいたいといった。例えば現在の23区を前提にこの県費負担教職員の人事権等は、移管することは可能であり、是非移管してもらいたいと言っている。ところが、この検討対象事務総括表に「都の評価は特別区が人口50万人以上の規模となった場合の評価」という記載があると、そなならなければ県費負担教職員の人事権等は移管しないと逆にそれてしまう。そのところを我々としては非常に気にしている。できればそこについては是非何か違った表現にするとか、あるいは区側はこれを是認しているわけではないと併記するとか、そういう対応というのは何かできないのか。

○区側

まず、この脚注について、都と区の間で、これでいいと整理したことはない。区側は、事務的にはこういう表記は困ると言っている。しかし、都はどうしても書くということなのでここに残っているというだけである。これで結構だと言った場面はない。

次に、現に総括表に記載した結果、新聞報道になった。この脚注に関連する記述について、既に4月の幹事会で議論になったが、そのときにはやりとりだけであり資料にはなかった。5月の幹事会で初めて資料として公式に記述されたことで記事になった。また、脚注について区長会の中でも問題になってきたことがあるので、前回、記載について検討してもらいたいとの話が出たということである。そういう意味では、既に決着済みだということではなく、是非新たに考え方直してもらいたい。

○都側

そういう事実はあるのかもしれないが、都側メンバー全員は、既にこの問題については決着したという認識でずっといて、前回の幹事会から今日においてもそう思っていた。

もう一つ、人口50万人が記事になって、都側があたかも50万で人口の適正規模を考えているような話がひとり歩きしたということだが、都側の認識は、あくまでもその人口の適正規模というのはいろいろな理論があり、10万人から30万人とか、学者によれば科学的に分析すると30万人位がいいとか。

そういう中で、将来一定規模になったときのメルクマールを法令上の政令指定都市の50万ということで、都としては作業を行ったということである。その際、資料がひとり歩きする場合に備えて、脚注事項の明記が必要であるだろうということで記載した。それが誤解されていることは遺憾であるし、その点については是非理解してもらいたい。

○都側

都は、大きな組織であり、各事務の内容などについて総務局行政部がすべて承知しているわけではないので、そういう意味では各所管局に事務の検討を依頼し、受けた各局も仮定とか想定がないと検討ができないということで人口50万人とした。

この総括表を見ると、「都の評価は特別区が人口50万人以上の規模となった場合の評価」であり、これは都の評価に関するコメントである。これが、区側の評価に及ぶような表現であればともかく、都側が自分の評価として記載したコメントであり、それ以上のものでもないし、それ以下でもないので、なぜそれがこれほど厳しくいわれるのか、正直言って理解できない部分がある。

○区側

では、人口50万人にならなかつたらどうなるのか。

○都側

再編の議論は、また別の議論があつてしかるべきだと思っている。これは、事務の評価として、都がいいか、区がいいか、あるいは都区かということであり、この脚注については、都の自らの評価に関する限定的な限界付けであり、区が言うような厳しい指摘について理解できないというのが率直なところである。

○区側

例えば5年後とか10年後という条件なら分かる。しかし、人口50万人以上の規模になるというのは、何か強制的な力なりドライスティックなことがなければ変わらない。勿論、人口がじわじわと増えて50万人を超えるということもあるかもしれないが、各特別区が人口50万人以上の規模になるということは、自然にそういうわけではない。ある何かの力などが働いてそういうわけである。

それを前提として評価するということになると、そういうことがなければこの事務配分の議論そのものの意味がないという一種の宣言のようになる。そうすると、区長会としては、それならそんな議論を行っても意味がないではないかということ

になってしまう。

○都側

基本的な事務移管の整理は、平成12年度改革で終わっていて、その次のステージに来たときに、区域の問題も含めて、一定の規模以上になったときの事務移管はどうなるかということも考えていこうということで、今、実際にやっている。ただし、都側としては、実際50万人が人口要件かということは全くなく、その中の事務のいろいろな要件の中では、それぞれの形があるだろうということでやっているので、そういう理解でいる。

したがって、人口50万人の区にならなければすべての事務が云々ということではなく、それはそれで評価の中で、都と区のいろいろな考え方などを記載し、そういうことも含めて、また、検討委員会や幹事会の場で議論していくということだと思う。

○区側

要するに、そのような説明をあえてしないとこの資料は理解できないということである。この資料は、全部公表して議論を行っている。区民などが素直に読んだらどう読めるかということを考えてもらいたい。素直に読んで感じるものが、実はそうではないという説明をしなければ通用しないということは、つまり、これがひとり歩きすることである。したがって、少なくともこれを読んで直ちに誤解するようなことにならないような表現を考えてもらいたい。

都側は、平成12年度改革のときに事務の移管はすべて終わったので、あとは区域の問題とセットでなければ事務移管が進まないというのは、都側がこの都区のあり方検討の途中で、突然言い出したことであって、この検討の前提ではない。

したがって、都側として今の特別区の区域を前提に検討しているのではないという分には、それは都側のスタンスでありいいと思う。しかし、具体的に人口50万人以上の規模となった場合の評価と書いてあるから、これはどう見ても素直に読めばそういう誤解を与えるのは当然であり、現にそういうハレーションが起きている。

○区側

この脚注について、都側はあくまでも都の考え方であり、都はそういう形で評価したのだから、これのどこが問題なのかという話だろう。しかし、以前も言ったが、この総括表を作るときに、都の評価はこうであると記載をするということであれば、区側はどうするかということを確認してもらう必要があった。そのときに、都がそのような形で人口50万人を前提とした評価だというのであれば、区側はそうではないという脚注を記載してもらえばよかつた。

この資料は、公表されマスコミも住民も議会関係者もみんな見ている。この記述では、幹事会で区側幹事は、人口50万人を前提に議論しているのかとなってしまう。それを一々否定して、これはあくまで都が各局に移管できる事務を検討させたとき、人口50万人をメルクマールとして、事務の掘り起こしをしたという意味だと説明したところで、この記述ではそうは受け取れない。だから、区側は強くしつこく求めている。

今日ここで、直ちに記述を消すと決断してもらえばいいが、なかなかそうもいかないだろうから区側の意見を踏まえてもう一度都側で検討してもらい、次回、何かいい表現にしてもらいたい。

○都側

この資料は、都と区で作成しているので案があれば区側からも出してもらいたい。

また、結論から言うと脚注について検討してもいいと思っている。ただ、この都区のあり方検討の場は、区側は別として、都側は、区域の再編とセットにした事務の移管であり、そういうところは正確にしたい。

したがって、この脚注がなくなった途端に、一方で都側は区域の再編という課題を挙げておきながら、都区の事務配分の検討についてはセパレートして論じているという形でとられ、区長会あるいは都民区民に対し、都側の本当のスタンスについて

て誤解を与えるようなことになってはいけないと思っている。

○区側

都区のあり方検討に臨む区長会のスタンスは、今都側が言われたようなスタンスではない。現行制度を前提に都と区の事務配分を検討し、必要があれば法改正をする。それがまず先行するのであり、先に区域の再編があるのではないということを確認しながら来ている。

ところが、今、都側の発言を聞くと、はっきり言って、都側は先に区域の再編ありきであると、人口50万人程度で区域の再編をしない限り区に事務の配分はしないと聞こえる。だから、区長会はアレルギーをおこす。区長会は再編が先にありきで議論しているのではなく、現在の都区の事務配分はこれでいいのか、そこを前提に話をしている。その上で区域の再編が必要であれば、その議論も避けて通るものではないというスタンスである。

都区のあり方検討委員会や幹事会での議論をはじめるとき、誰も人口50万人ということを言っていない。幹事会での議論の途中で、ある日突然、都側から人口50万人で移管できる事務を掘り起こしたと言い出した。区側は、そのことについてそれでは話が違うではないかと言っている。そういうことで、都区の意見がどうしてもかみ合わないので、是非もう一度都側で検討してもらいたい。検討した結果どうしても駄目なら、区側の意見も記載してもらうというのも一つの案ではないか。

○都側

まさに検討すると冒頭に述べたので検討する。ただ、あくまで個人的な予測だが、実際の事務の移管は、これまでもされていることから、移管される事務のすべてが区域の再編ありきではなく、ある意味では、同時並行で移管とか、あるいは、先に移管とか、おそらく現実の問題としてはあるかと思う。

しかし、都側は、現実の問題ではなく都区のあり方の問題として、区域の再編とセットで議論するとしているので、具体的な表現をどうするかは別としても、その基本的なスタンスがこの脚注になっている。今区側が言われたような考え方で、もともと事務の配分と区域の再編の議論が関係ないという形で、記録に残ると都側として組織として仕事のあり方がおかしくなってしまうので、その点は記録にとどめもらいたい。

○区側

都の今の区の規模で了解していると受け止められては困るという説明も分かるが、資料1の「検討対象事務総括表」に全体を括るような形で「特別区は人口50万人以上の規模となった場合の評価」という脚注があるから、それが大前提であり人口50万人に区が再編されないと事務の移管はないと受け取られてしまう。そのことで区長会は非常に大きな危惧を持っている。

しかし、都が示したい事柄は、資料2の「検討対象事務評価シート」の中の各個票に「特別区が一定以上の規模になって」という記述で表されている。都の考え方はこの個票で理解してもらえると思う。

○座長

では、次回、検討対象事務総括表の脚注の検討結果について報告願いたい。

次に、本日検討対象となった事務の配分について整理したい。

まず、都と区の評価が一致しなかった2番、3番、11番、15番、16番、17番の1と2は、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理したい。

次に、8番と12番は、すべて都が担うという都側の評価に対し、区側はその事務の一部を区が担うことができるのではないかという評価であり、その点で都区の考え方があつたしていない。また、14番は、区への移管を検討すべきものがあるということで都区の評価は一致しているが、その内容について都区の考え方があつたしていない。したがって、8番、12番、14番は、今回はとりあえず「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理し、別途整理の仕方を工夫するという整理にしたい。

それ以外の都と区の評価が一致した事務は、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理したい。

○都側

その整理に1点つけ加えてもらいたい。1番の「県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」は、区側でも、区市町村間で人材確保に格差が生じる懸念が指摘されていて、一定の広域的対応を考慮する必要があるとしている。都側もこの点については、再三述べているところであります、なかなか都区間だけでは解決することが困難な課題もあるということを含めて、区へ移管する方向で検討する事務としてももらいたい。

○座長

都側の苦しい胸のうちは聞いたが、特別区には、移管の受け皿としての体制もあるので、早期に移管できるように引き続き努力をしていただくということでお願いしたい。よろしければ、以上のような取り扱いとさせていただく。

[「異議なし」との発言あり]

(4) 特別区の区域のあり方について

都側から特別区の区域のあり方について資料説明の後、検討を行った。

＜都側から都側資料1「諸外国の大都市制度」、都側資料2-1「都からの質問事項への区側回答に対する都の意見」、都側資料2-2「区側から示された『特別区の区域のあり方に関する主要論点』に対する都の意見』の説明＞

○都側

都側資料1は、諸外国の大都市制度について一覧表にしたものである。

まず、イギリスは、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに分かれ、基本的には一層制であるが、別々の国のようになっている。ここにイギリスと書いてあるのは、主にイングランドの地方自治制度である。イングランドは、一層制と二層制が混在している。大都市圏について見ると、ロンドン以外は一層制になっていて、大都市圏ディストリクトという基礎的自治体のみが置かれている。

また、地方圏について見ると、一層制と二層制が混在していて、改革の方向として、イギリスは現在一層制に向かっているものの二層制をとる地域も相当残っている。ロンドンは、人口751万人を抱える大都市であり、他の大都市圏と異なり二層制がとられている。基礎的自治体のロンドン区とシティが置かれていて、それを包括する広域的自治体としてGLAが置かれている。

ロンドンで特徴的なのは、GLAが非常に限定された事務、いわゆる計画の策定などをを行う組織だということである。これは、GLAの経過として、2000年7月から現在のGLAができたが、それまでの14年間は、ロンドンも他の大都市と同様に一層制であり、ロンドン区とシティの上に広域的自治体がないという形が続いた。

さらに翻って1965年から86年までの20年余りは、この前にGLCという広域的自治体が置かれていたが、サッチャー政権の行政改革の流れ等、あるいは非常に過激で知られるケン・リビングストーン氏が議長であったため、サッチャー首相と対立したということで、1986年にGLCが廃止されて、その後一層制になった。

ただ、国の多くの機関が直接基礎的自治体の事務に関わる形で、それが非常に輻輳化したり、統一的な調整ができなくなつたため、保守党から労働党に政権が変わった際のブレア政権の公約でもあり、GLAという形で復活し、リビングストーン氏が初代の市長になったという経過がある。

総括すると、ロンドンでは、過去の経験を生かしながら、大都市地域の統一性を確保するために、限定的ではあるが、広域的自治体であるGLAの誕生を選択したことである。

次に、フランスの地方自治制度は三層制である。基礎的自治体であるコミューンの上に、広域的自治体としてデパルトマン、県と言われているものが置かれて、その上にさらに広域的自治体としてのレジオンというものが置かれている。これは州と訳しているが、訳によっては地域圏というような訳をされている。ただし、フランスは、連邦制ではないので、アメリカのような州ではないということである。

パリ市は、基礎的自治体としてのコミューンと、広域自治体としてのデパルトマンの性格を併せ持つ自治体として位置付けられていて、その上にはイル・ド・フランス州が存在するのみとなっている。この意味では二層制がとられているということである。

このほかパリ市は、大都市の特例が幾つか設けられていて、第1は、警察権限が国に留保されている点である。一般にはコミューンが有する警察権限が国に留保されていて、パリ警視総監という特別の職が置かれている。

第2は、行政区が設置されている点であり、これはパリだけでなく、マルセイユとリヨンにも適用されている制度である。ただし、行政区は土地利用に関する意見の陳述を行うなど、住民の意見を市政に届ける役割を果たしているということにとどまっている。

このようにパリ市は、行政区や地域自治組織の設置により住民自治を確保しながら、人口215万人を抱える大都市地域の行政を単独の自治体が行っている。

次に、アメリカは連邦国家であり、州により地方自治のあり方が異なる。ニューヨーク州の地方自治制度は二層制であり、基礎的自治体であるシティ、タウン、ヴィレッジ等の上に広域自治体としてのカウンティがある。ニューヨーク市は基礎的自治体としてのシティと広域自治体としてのカウンティの性格を併せ持つ自治体として位置付けられていて、その上には州が存在するのみとなっている。この意味では一層制と見ることができる。

ニューヨーク市も、パリ市と同様、行政区が設置されていて、行政サービスに対する苦情を受理するなど、住民の意見を市政に届ける役割を果たしているが、権限等は非常に制限されているということである。ニューヨークでは、パリと同様、行政区や地域自治組織の設置により、住民自治を確保しながら、人口825万人という非常に大きい人口を抱える大都市地域の行政を単独の自治体が担っている。

次に、韓国の地方自治制度は、二層制であり、基礎的自治体である自治区、郡、市の上に広域市や道が置かれている。

ソウルは、二層制がとられていて、基礎的自治体である自治区の上に広域自治体としてのソウル特別区が置かれている。

ソウル特別区には大都市の特例が幾つか設けられていて、第1に、基礎的自治体の事務のうち、上下水道など一定の事務についてはソウル特別市が行っている。

第2に、自治区間の財源の均衡化を図るための財政調整の仕組みが存在し、ソウル特別市の税である取得税と登録税の一定割合として50%が、各自治区に配分されている。

第3に、自治区の職員の採用などソウル特別市が一括して行っている。そういう現状であり、ソウル特別市と自治区の関係は、東京における都と特別区の関係に似ているが、ソウル特別市が自治区の職員の採用を行うなど、現在の特別区の権限などよりは非常に限定されている制度になっている。

一方、我が国の都区制度は、特別区の事務は過去一貫して広がり、自治権を拡充してきたところであり、十分に成熟した基礎的自治体と、東京都が大都市東京の自治を担っていて、ある意味、地方自治としては、諸外国の制度から見たときに、非常に発達した大都市制度となっている。これは、ひとえに都区関係者の高い見地に立ったこれまでの努力のたまものであると考えているが、そういった意味では、非常に高度な大人の関係の対応・協力が必要な、都区制度という成熟した制度であるという評価ができる。

東京の自治のあり方については、引き続きそういう意味からも、高い見地を持ち

ながら検討していく必要があると考えていて、都区制度は、言うまでもなく、都と区が合意したときに制度改正が行われるという歴史があるとともに、都と区があまり仲が良くないとか、任せておけない、例えば東京都に都政なしなどと言われて、国がその自治権を奪おうというような動きも、過去、戦後にまさしくあったことも事実であり、そういうことを踏まえて、この都区のあり方検討委員会もやっていかなくてはいけないのではないかと思う。

次に、都側資料2-1及び2-2は、前の幹事会で、区側の資料として、特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関する参考論点の抜粋と、特別区の区域のあり方に関する主要論点の幾つかの記述が出たので、区から示された意見対して、都側の意見を示したものである。この都側資料については、本日は時間もないでの、後ほど一読願いたいが、表現については、気を使って書いたのでよろしくお願ひしたい。

今後は、是非ともなるべく互いにテーブルに着いて話し合っていきたいということである。

なお、次回幹事会等では、既に5月の幹事会で示した、既に公開されている再編案等を例にとり、その再編案等についてシミュレーションなどを行い、具体的な資料をまた提示したいと思っている。

＜都側資料1、都側資料2-1、都側資料2-2をもとに検討＞

○座長

説明について質疑を行いたい。

○区側

都側資料2-2「区側から示された『特別区の区域のあり方に関する主要論点』に対する都の意見」の「都の意見」の欄で「小規模な区が総合支所制をとることは、制度の複雑化となるのではないか。」と記述してあるが、どういう意図なのか伺いたい。

○都側

具体的にどこかの区を意識しているということではない。区から示された主要論点の中に、「規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。」というものがあったので、都側としては大きなところをどうするのだという問題もあるし、そういう中で、そういったところがあつていろいろ設けていくのも、そういった恐れもあるのではないかということ、これを受ける形で述べただけであり、何か意図があってということではない。

○区側

気を使って作ったという割には、ストレートに誤解を受ける表現だ。これは、あえて入れなくてはいけないのか、都側資料なので、都の意見ということで、そういうことだということであれば、そうですかということになるが、これは非常に誤解を受けるのではないかと思う。

○区側

都側資料1で、表の作り方として、日本の東京の欄のところに、「各都市の概要」とあり、都市というのは何かというと「東京都」と書いてある。それで、事務の区分のところで「○」「×」と書いてある。つまり、日本における対象としている都市は東京都だという意味になる。都市を構成する団体として特別区があるという関係になっているので、これは区側から見ると、要するに都市の内部構成団体として、まさにかつての都区関係をそのまま表しているように読める。都側資料ではあるが、資料を作るときには、その辺のことを配慮してもらいたい。

○都側

この「各都市の概要」「都市を構成する団体の概要」というのは、どう記述するか非常に悩んだところである。その点で、区側にいい案があれば教えてもらいたい。どうしてもこのように「一表」にするとなかなか悩ましくなり、区側が指摘する意

味はよく分かる。

○区側

都側資料1はどういう意図を持って作ったのか疑問に思う。何も世界の各都市に日本の自治制度を合わせていく、あるいはそれが日本の場合はほかと違っているという趣旨で資料を出したのか、そこら辺の意図がよく分からないので、何でこの資料をここに出したのか伺いたい。

○都側

基本的に、大都市の制度というのは特例があり、特別の制度で行っている。そういう意味で、ロンドン、パリ、ニューヨークなど、いわゆる世界の大都市というのを出した。その中で、当然日本も都区制度という特別な制度がある。これを比較した中で、地方自治という観点では非常に高度な発達したすばらしい制度なのではないかということをひとえに言いたかった。

○座長

この都側資料については、また機会があれば、都の意見をよく読んで改めてそういった場があれば、いろいろとまたお話をさせていただくということにする。

○区側

前回の幹事会で、区側から特別区の区域のあり方に関する一連の猪瀬副知事の発言について、区長会としてはいかがなものかと思っている旨伝えた。都側幹事から猪瀬副知事に区側の意向を伝えてもらっているならば、何か猪瀬副知事のコメントがあったか伺いたい。

区側幹事も特別区の代表として幹事会に出てる。区長会の中には、もっと強く書面で回答を求めるべきではないかという意見を持っている区長もいる。我々は、区長会に対して、これについては都側にも申し入れをしたので、何か都側のコメントがあれば区長会に伝えると言っているので、何かそちらについて動きをしたか伺いたい。

○都側

幹事会で区側からそういう発言があったことは、議事要旨などにより伝えた。ただ、それについてのコメントは特に聞いていない。

○区側

猪瀬副知事から全く何のコメントもないということは、無視しているということになる。

○都側

推測ではあるが、恐らく、従前の個人的な意見という意味では変っていないのではないかと思う。

○区側

都の関係者も含めて、猪瀬副知事は、聞き流す程度に受け止めているのだろうが、区長会としては、それは非常にデリケートな部分に関する発言であり、非常に問題視をしている。そういう意味で、できればコメントを出してもらえば、区側としては区長会に伝えることになる。是非引き続き対応願いたい。

○都側

区域の再編について、区側に伺うのは非常に微妙な問題かと思うが、都区の事務配分を検討している資料を見ると、区側の意見の大きな要素としては、指定都市や中核都市を意識して区に移管すべきとしているように思う。勿論、個々の事務によってトーンは違うが、そういう資料の書きぶりなどを含めて、区の立場で、今の区の規模であったり地域は、不变であっていいと思っているのか伺いたい。

○区側

この都区のあり方検討が始まった経緯は、平成12年度改革の課題解決の積み残しとして、引き続き協議していくこうという中で起きている。そのときに、区側のスタンスは、再編しなければ事務移管はないということではなく、現行の制度の中で都が引き続きやらなければならないものとして、広域的な事務に特化すべきであつ

て、身近な住民の事務は基礎自治体である特別区に移管する方向で検討しようということになっている。

したがって、事務の配分をいろいろ検討し、結果として、小規模ではなかなか住民の信託に応えられないということであれば、再編ということについても議論することはやぶさかでない。しかし、人口50万人でなければ駄目だとなると、再編先にありきという議論になる。我々としては、事務の検討を積み上げていった結果として、再編の問題がどうしても避けて通れないということであれば、議論をすることとはやぶさかでない。そのように理解している。

○区側

23区の規模について、学者ならいろいろ言えるだろうが、自治体の長が他の自治体に関わるようなことについて、ああだの、こうだのとなかなか言えるものではない。

そういう意味で、事務配分のあり方の議論を重ねた結果、この区割りでは担うのはなかなか無理だということであれば、区長会の中で、規模を変えてまでこの仕事を受け入れようかどうかという議論になるが、それがない段階では、単に他の自治体のことについて話になってしまう。例えば人口50万人という物差で括ったときには、具体的な区名は挙げなくても、50万人でないところのことに言及することになる。そのことをいきなり自治体の長にさせようというのは、無理である。

○区側

基本的なことは今のお二人に言ってもらったが、区域の問題については、事務等の検討を進める中で、将来的な特別区がこういう役割を担うのだということが見えてきたときに、その段階で、例えば区域はどうなのかということで検討の対象になり得ることはあるが、基本的には一つ一つの各区が区域の再編について発議権を持っている。ほかの自治体に対して、何をこうするべきだということもできないし、まして集合して議論して、まとめるというようなものでは全くない。条件は違うが、多摩の市長会の市長が集まって、市の区域をどうしようかというような議論をするかということを想定しても、それは全くあり得ないと思う。自治体の区域のあり方は、それぞれの自治体の根幹をなしているので、区長会全体で議論をするということではない。るべき区域をみんなで議論するということは無理である。

ただし、将来的にそれぞれが問題意識を持つ中で、今まで未来永劫いいのかどうかということになれば、それはそれぞれの区長、区民も含めて判断していくことになるものだ。

◎座長

それでは、時間も経過したので閉会したい。